

群馬県水産試験場競争的研究費等不正防止計画

平成 26 年 7 月策定

平成 28 年 4 月改正

令和 3 年 4 月改正

群馬県水産試験場における競争的研究費等として配分される公的研究費を適正に運営・管理するため、群馬県水産試験場における研究費の運営管理要領第 4 条（平成 21 年 2 月 19 日制定。以下「運営管理要領」という。）および群馬県水産試験場科学研究費助成事業による研究実施取扱要領第 10 条（平成 26 年 4 月 1 日制定。以下「実施取扱要領」という。）の規程に基づき、以下のとおり不正防止計画を策定し実施する。

1 場内の責任体系の明確化

水産試験場は、運営要領および実施要領の規程に基づき、競争的研究費等に関わる場内の職務権限を明確にし、その責任体系を場内外に公表することにより社会への説明責任を果たす。また、職務分掌と実態が乖離し責任の所在が曖昧にならないよう必要に応じて事務分掌を適切に見直す。

2 コンプライアンス教育及び啓発活動の推進

コンプライアンス推進責任者およびリスク管理委員会は、定期的に研修会等を開催し、研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス（法令遵守）教育や啓発活動を行う。

コンプライアンス教育においては、群馬県水産試験場コンプライアンスマニュアル・職員行動規範、運営管理要領、実施取扱要領、水産試験場および関係各省庁の不正使用等防止に向けた取組を周知し、構成員の不正防止に向けた意識の向上と浸透を図る。

3 リスク管理委員会の取組

リスク管理委員会は、不正を発生させる要因がどのような形で存在するか把握し、場全体の状況を体系的に整理し評価するとともに、具体的な対策について、優先的に取り組む事項を中心に明確なものとする。また、場内の実態から不正が発生しやすい状況をモニタリングした結果を検証して、不正防止計画の見直しを行う。

4 構成員の自主的な取組

研究員は高い研究者倫理に基づいて学術研究を進める。競争的研究費等の原資は、国民の貴重な税金で賄われていることを認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、その遂行に当たっては、自らに説明責任があることを十分自覚する。

事務部門は場内のルールと実態が乖離しないようかつ効率的に会計事務を行う。競争的研究費等の予算執行状況を把握し、研究員と協力して不正防止計画の実施に取り

組む。

5 内部監査の取組

水産試験場長は内部監査員を指名し、不正発生のリスクを最小にするため、場全体の観点からモニタリングを行う。

内部監査員は、毎年度12月および3月に定期的な事務監査を行う。また同時に、競争的研究費等の管理体制の不備についての検証や、場の実態から想定される不正が発生するリスクに対して、重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施する。

監査報告結果は、コンプライアンス教育の一環として場内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。